

通所介護・第1号通所事業重要事項説明書

＜ 令和 7 年 4 月 1 日 現在 ＞

1. 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 028-665-0520 (午前8:30～午後5:30)

担当 係長・生活相談員 佐藤 誠一 主任・生活相談員 益子 美奈子

生活相談員 小平 友紀子 生活相談員 中野 雄太

＊ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. デイサービスセンター宝寿苑の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	デイサービスセンター宝寿苑
所在地	宇都宮市宝木本町1768
介護保険事業所番号	通所介護・第1号通所事業 0970100608 (栃木県1063号)
・その他のサービス	・訪問介護・第1号通所事業 0970100590 (栃木県1063号) ・短期入所生活介護：介護予防短期入所生活介護 0970100616 (栃木県1063号) ・居宅介護支援 0970100129 (栃木県1034号) ・介護老人福祉施設 0970100749 (栃木県1070号)
サービス提供地域＊	宇都宮市

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 当センターの職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士、社会福祉主事	1名		従業者及び業務の管理	1名
生活相談員	社会福祉士、社会福祉主事、 介護福祉士	3名	1名	生活相談	4名
栄養士	栄養士	1名		給食全般	1名
機能訓練指導員	看護師 作業療法士	2名	1名	リハビリ	3名
事務職員		3名		事務	3名
介護・看護職員	看護師、準看護師	2名		健康管理、介護全般	2名
	介護福祉士	2名	3名	介護全般	5名
	介護初任者研修修了者 その他	3名	2名	〃	5名

＊管理者、栄養士、事務職員は併設施設の職員と兼務

＊看護師は、機能訓練、介護職と兼務

＊生活相談員は介護職と兼務

(3) 主な職種の概要

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間帯 8:30～17:30（時間外勤務あり） ☆原則として職員 1 名あたり利用者 5 名のお世話をします。
2. 看護職員	勤務時間帯 8:30～17:30（時間外勤務あり） ☆原則として 1 名の職員が勤務します。
3. 機能訓練指導員	月～土曜日 9:00～17:00 ☆勤務状況により変動します。

(4) 当センターの設備の概要

定員	40 名	静養室	1 室 18 m ²
食堂兼機能訓練室	1 室 124.6 m ²	談話室	1 室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	会議室	1 室
		送迎車	7 台（内リフト付 2 台）

(5) 営業日および営業時間

営業日	月～土曜日（但し 1 月 1 日を除く）
受付時間	月～土曜日 午前 8:30～午後 5:30
サービス提供時間	月～土曜日 午前 8:30～午後 4:45

3. 当センターが提供するサービス内容及び利用料金

(1) サービス内容

- | | | |
|----------------------|---------|-----------------|
| ①機能訓練
(身体機能・口腔機能) | ⑤入浴 | ⑨レクリエーション、クラブ活動 |
| ②食事提供 | ⑥健康チェック | ⑩誕生会（毎月） |
| ③おやつ | ⑦生活指導 | ⑪季節行事（毎月） |
| ④送迎 | ⑧介護 | |

(2) 利用料金表

以下の単位表のうち該当する項目の単位数をご利用回数分合算または、月額に、10.27（地域区分）を乗じた数値に、介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額が、利用料金となります。

○第 1 通所事業利用単位表

要介護度等	1 カ月当たりの単位数
要支援 1・事業対象者	1,798
要支援 2・事業対象者	3,621

○各種加算

加算項目	1 カ月当たりの単位数
運動機能向上加算	225
若年性認知症利用者受入加算	240
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 1	88
サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 要支援 2	176
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 1	72
サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 要支援 2	144
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 要支援 1	24
サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 要支援 2	48
口腔機能向上加算（Ⅰ）	150
栄養改善加算	200
生活機能向上グループ活動加算	100
事業所評価加算	120

○通所介護利用単位（通常規模型：所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合）

要介護度	1 日当たりの単位数
要介護 1	388
要介護 2	444
要介護 3	502
要介護 4	560
要介護 5	617

○通所介護利用単位（通常規模型：所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合）

要介護度	1 日当たりの単位数
要介護 1	570
要介護 2	673
要介護 3	777
要介護 4	880
要介護 5	984

○通所介護利用単位（通常規模型：所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合）

要介護度	1 日当たりの単位数
要介護 1	658
要介護 2	777
要介護 3	900
要介護 4	1,023
要介護 5	1,148

○各種加算

加算項目	1日当たりの単位数
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	5 6
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	7 6
個別機能訓練加算（Ⅱ）	2 0
入浴介助加算（Ⅰ）	4 0
入浴介助加算（Ⅱ）	5 5
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	2 2
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 8
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	6
若年性認知症利用者受入加算	6 0

○（介護予防）通所介護共通

介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	1か月当たりの総単位数×9.0%
1単位当たりの単価（地域区分）	10.27/単位

○送迎

事業所が送迎を行わない場合	片道につき	－47単位
---------------	-------	-------

○介護保険の給付対象とならない料金

- ・食事提供にかかる費用（食費）

昼食（おやつ含む） 690円

- ・通常の事業実施区域外への送迎（当事業所の協議により、判断いたします。）

〈鹿沼地区、今市地区、旧河内町地区〉

1. 片道8km未満 800円

2. 片道8km以上 1km毎に100円を加算

○レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加いただくことができます。

料金：内容により材料費等の実費をいただく場合がございます。

○日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活上に要する費用で、利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる実費をいただきます。

おむつ代 1枚 150円

尿とりパット代 1枚 50円

○キャンセル料

利用前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかる場合があります。

ただし、利用者の体調不良等、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
利用予定日の前日までにご連絡がなかった場合	一日利用料の80% （自己負担相当額）

(3) 利用中の中止

利用の途中にサービスを中止する場合、それまでに実施したサービスを基に料金を計算します。

＊ 以下の場合、利用途中でもサービスを中止していただくことがあります。

- ・ 健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・ 利用途中に体調が悪くなった場合
- ・ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

4. 料金のお支払い方法

料金については、1ヶ月ごとに計算し請求致します。

以下の方法でお支払いください。イの場合は別途手続きがあります。

ア. 下記指定口座への振込み

栃木銀行 若草支店 普通預金 2 9 3 1 7 8 1

口座名義 デイサービスセンター宝寿苑 理事長 岩崎翔太郎

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：銀行、信用金庫、郵便局、農協

ウ. 現金によるお支払い

5. サービスの利用方法

(ア) サービスの利用申し込み

お電話等でご相談ください。当法人職員がお伺いいたします。

ご利用決定後契約を結び、サービスの提供を開始します。

- ＊ 要介護1から5の認定を受けた方は居宅介護支援事業者かご自分で作成された居宅サービス計画（ケアプラン）を基に通所介護計画を作成し、通所介護サービスが提供されます。
- ＊ 要支援1か2の認定を受けた方は、担当地区の地域包括支援センターで作成された介護予防サービス計画を基に通所型サービス（相当）計画を作成し、サービスが提供されます。
- ＊ 総合事業対象者の方は、担当地区の地域包括支援センターで基本チェックリスト等受け、介護予防ケアマネジメント計画を基に通所型サービス（相当）計画を作成し、サービスを提供します。

(イ) サービスの終了または解約

『指定通所介護・第1通所事業契約書』第6章に記載したとおりです。

6. 当センターのサービスの特徴等

(1) 運営の方針

- ・通所介護サービスにおいては、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。
- ・第1通所号事業においては、日常生活動作の維持・向上、転倒の予防を目的として、運動器機能の向上や自立の意欲の高揚を図り、生活の質（QOL）の向上を目指すものとする。
- ・事業の実際にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの密接な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとします。

(2) サービスの利用のために

事項	有無	備考
男性職員の有無	○	
従業員への研修の実施	○	年3回サービス研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	

(3) サービスの利用にあたっての留意事項

- ① 送迎の連絡・・・・・・・・・・ご要望の方には利用日前日に、電話で連絡いたします。
交通状況、利用状況等で時間が前後することがございます。
個別な時間の都合についてはその都度ご相談下さい。
ご家族様等の不在での送迎対応の場合等、心身の変化やご自宅内の変動に責任を負いかねることもございます。
- ② 体調確認・・・・・・・・・・利用日にご自宅で確認させていただきますので、ご協力をお願いします。
 - サービスの中止・変更・・事前に電話連絡をお願いします。
 - 時間変更・・・・・・・・・・事前をお願いします。
 - 設備、器具の利用・・・・係員の指示によりご利用願います。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に、ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族の方へ速やかに連絡いたします。

利用中の状況について報告、連絡がつながる方の連絡先の提示をお願いいたします。

主治医	医療機関名	
	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	住所	
	連絡先	
	続柄	

(別紙に記入)

8. 事故発生時の対応方法

サービス提供中に事故が発生場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護支援専門員、包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 第三者評価の実施状況（有・無）

実施年月日：

評価期間：

10. サービス内容に関する苦情

①法人お客様相談・苦情担当

苦情解決責任者 古橋 尚子
担当 佐藤 誠一

電話 028-665-0520

②第三者委員

大友時夫

電話 028-624-2674

藤田貞夫

028-665-1481

③ 行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市介護保険なんでも相談窓口

電話 028-632-8989

栃木県運営適正化委員会

電話 028-622-2941

国民健康保険団体連合会

電話 028-643-2220

11. 非常災害対策

- ・防災時の対応・・・・・・・・防災規定、避難誘導マニュアルにより対応する。
- ・防災設備・・・・・・・・スプリンクラー設備、自動火災通報装置、屋内外消火栓設備等
- ・防災訓練・・・・・・・・防災訓練年2回
- ・防火責任者・・・・・・・・宝寿苑施設長 古橋 尚子

12. 当法人の概要

名称・法人種別

社会福祉法人正恵会

代表者役職・氏名

理事長 岩崎 翔太郎

住所地・電話番号

宇都宮市宝木本町1768

028-665-0520

定款の目的に定めた事業

・第一種社会福祉事業

- ① 特別養護老人ホーム宝寿苑の設置経営
- ② 特別養護老人ホームホームタウンほそやの設置経営

・第二種社会福祉事業

- (1) 老人デイサービスセンター宝寿苑の設置経営
- (2) 老人デイサービスセンター上河内の設置経営
- (3) 老人短期入所事業（宝寿苑）

- (4) 老人介護支援センター宝寿苑の設置経営
- (5) 老人居宅介護事業
- (6) 老人介護支援センター上河内の設置経営
- (7) 認知症対応型老人共同生活援助事業(宝寿の里) (ホームタウン宝木)
(ホームタウン上河内)
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業 (ホームタウン上河内)
- (9) 障害福祉サービス事業の経営 (宝寿苑ヘルパーステーション)
(上河内ヘルパーステーション)
- (10) 老人デイサービスセンターグッドエイジクラブ宇都宮

・公益を目的とする事業

- (1) 居宅介護支援事業 (青い鳥) (上河内)
- (2) 生活支援型ホームヘルプサービス事業
- (3) 通所型サービスA
- (4) 生活管理指導短期宿泊事業
- (5) 配食サービス事業
- (6) 一般乗用旅客自動車運送事業 (患者等輸送限定)
- (7) 介護予防支援事業
- (8) 地域包括支援センター (細谷・宝木)
- (9) 訪問看護事業 (青い鳥)
- (10) 企業主導型保育事業

・事業所数等

介護老人福祉施設	2ヶ所
通所介護事業所	4ヶ所
小規模多機能型居宅介護事業所	1ヶ所
短期入所生活介護事業所	1ヶ所
訪問介護事業所	2ヶ所
訪問看護事業所	1ヶ所
認知症対応型共同生活介護事業所	3ヶ所
居宅介護支援事業所	2ヶ所